平成２６年（フ）第３３２号
山梨県中央市西花輪3791番地２
債務者　櫻井　修二
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
山梨県中央市西花輪3791番地２
債務者　櫻井　玲子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
長野県上田市住吉208番地１　イリーデ上田Ａ203号
債務者　戸谷　友計
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第８号
長野県上田市岩下250番地　ホワイトパレス岩下101号
債務者　吉池　隆道
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４２８号
岐阜県羽島郡笠松町友楽町23番地の１
債務者　尾藤亜矢子（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４３５号
岐阜県関市富之保6279番地１の１
債務者　中西由美子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９６６号
名古屋市中川区高畑１丁目126番地　高畑ハイツ501号
債務者　伊藤　高江
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０８１号
名古屋市中川区一色新町２丁目401番地　三日月住宅２棟102号
債務者　鈴村　夏子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１３４号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘25棟507号
債務者　江間　義孝
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７０号
滋賀県草津市笠山５丁目３番65―613号、前住所大津市月輪３丁目67番８号
債務者　西野　貴子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８２号
滋賀県高島市今津町角川1161、住民票上の住所滋賀県近江八幡市安土町東老蘇1422番地201号
債務者　野口　宏平
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８９号
大津市千町１丁目17番８―104号
債務者　井田　順子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９５号
滋賀県湖南市サイドタウン３丁目16番39号、前住所兵庫県伊丹市美鈴町２丁目36番地の１
債務者　溝口　尋之
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９６号
滋賀県湖南市サイドタウン３丁目16番39号、前住所兵庫県伊丹市美鈴町２丁目36番地の１
債務者　溝口加代子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９８号
滋賀県草津市西渋川１丁目17番40号　コーポコスモ201号
債務者　長谷川秋夫
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９９号
滋賀県草津市西渋川１丁目17番40号　コーポコスモ201号
債務者　長谷川亜弥こと　朴　　亜弥
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大津地方裁判所民事部